# 化学物質管理研修会

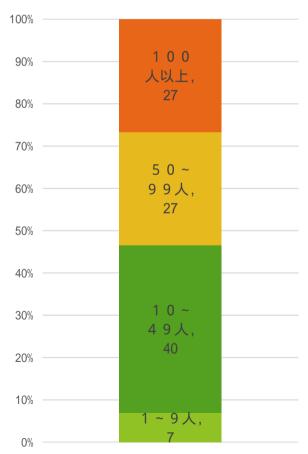
~ 化学物質に関する労働災害発生状況 ~

令和5年11月30日(木) 尼崎労働基準監督署

## 1 化学物質関係の労働災害発生状況

平成31年1月1日~令和5年11月22日提出分までの期間で、 尼崎署に提出された労働者死傷病報告を集計。 (起因物が「有害物、引火物等」の化学物質であるもの17件。)

### (1)事業場の規模(労働者数)

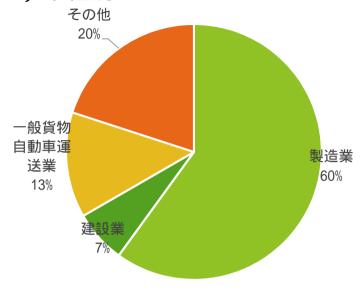


(単位:%)

- ・提出された労働者死傷病報告の事業場を、 事業場の労働者数で、4つに区分けした。 (2事業場は2件提出しているので 15件を集計)
- ・事業場の規模にかかわらず、 化学物質は使用され、 労働災害も発生している。
- ・労働者一人ひとりが、扱っているものの 性質を知っておく必要がある。

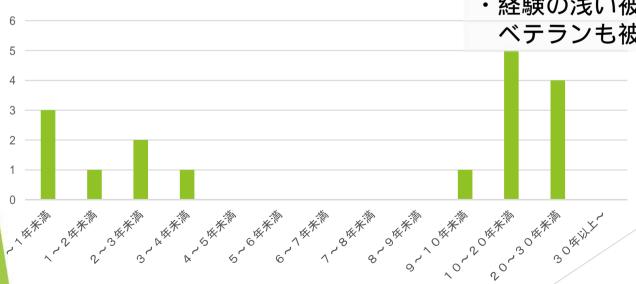
(注)事故の型別は、「有害物等の接触」や「火災」等であるので、集計は省略した。

## (2)業種別



- ・化学工業は2件のみ。
- ・化学物質は、様々な使われ方 をしているので、特定の業種 に限らないのではないか。

### (3)被災者の経験期間

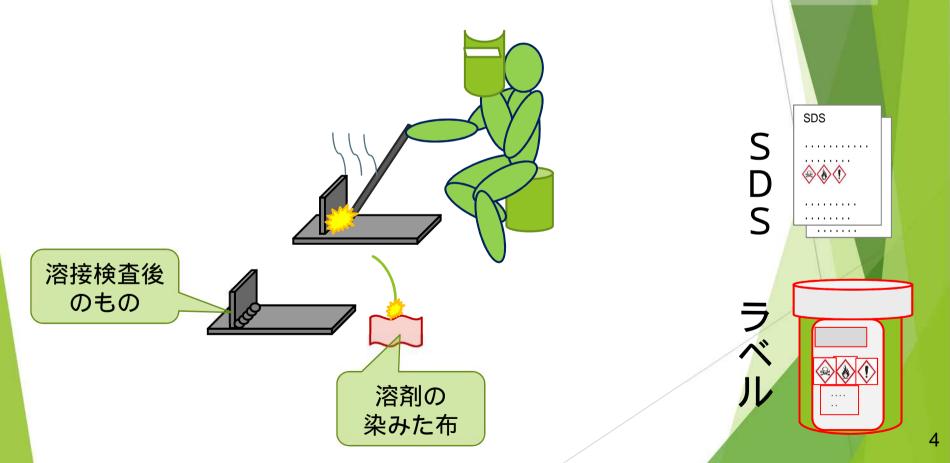


・経験の浅い被災者の割合が高いが、 ベテランも被災している。

#### 災害事例

浸透探傷剤を用いて溶接欠陥の検査をした後、 その近くでアーク溶接を行ったところ、 溶剤をふき取った布に、火花が飛び引火した。

使用する溶剤が引火しやすいことは、どれぐらい周知されていたか。 (溶剤の容器の表示や、SDS等)



#### 災害事例 2

原料を設備に仕込み中、 局所排気装置を稼働させ、防毒マスクを着用していたが、 原料の蒸気で目が痛くなった。

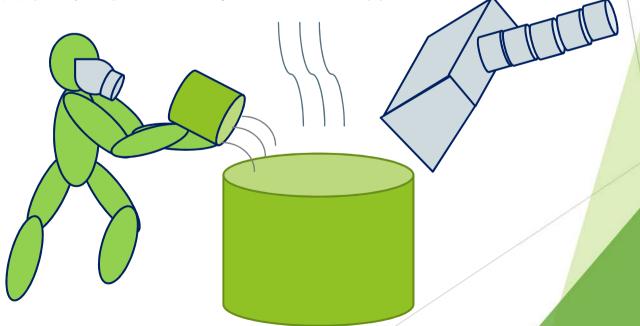
局所排気装置のフードの位置・形状は適切であったか? 風速は出ていたか?

(防毒マスクを着用していたことから、設計通りの性能が出ていなかったのではないか?)

(局所排気装置の操作方法や定期点検は?)

原料の性質は周知・確認していたか?

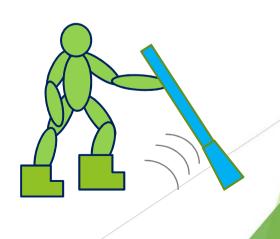
(全面形の防毒マスクや、ゴーグルを着用すべきでなかったか?)



#### 災害事例 3

- (1)容器から原料のサンプルを採取する際に、 ニトリル手袋をしていたが、穴が開いていて、 手袋の中に原料が入ってしまった。
- (2)容器から原料を抜き、清掃中、原料がはねて、 ゴム長靴をはいていたが、 足とのすきまから、長靴の中に原料が入ってしまった。

保護具が破損していないか確認する。 保護衣・保護具の着用していない部位を意識・留意する。 ばく露した場合は、すぐに洗浄する。 (長靴に入ったときは、すぐに洗浄する。)



規制されている物質(有機溶剤、特定化学物質など)<u>以外</u>の化学物質による災害が8割程度となっている。



規制されていないから「安全」、ではない。



SDS等をみて、どのような物質か把握する必要がある。

- ・どのような物質か知られていないから、規制されていない。
- ・規制するほどではないが、有害性がある。



その際の措置は、 各規則の措置内容や、SDS等に記載の措置内容を参考にする。

## ご安全に!

## 労働安全衛生の取り組みを 引き続き よろし〈お願いします。

本日の内容を取っ掛りとして、勉強していただければ幸いです。